



社会保険「^{さんてい}算定」と「^{げっぺん}月変」



今年も社会保険の「算定」の時期が近づいてきました。
今号では、「算定」と「月変」について、概要をご説明します。

○ 算定 (さんてい)

- 社会保険に加入している事業主は、自社の社会保険加入者全員について、4～6月に支払った給与額を、毎年7月に年金事務所（及び健保組合）に届け出ることになっています。
- ここで届け出た4～6月給与の平均額に基づき、新しい標準報酬月額※が決定されます。
- この年1回の決定のことを「定時決定」といいますが、この際に提出するのが『算定基礎届』であることから、この決定手続きを「^{さんてい}算定」と呼んでいます。

※ 標準報酬月額

- 標準報酬月額とは、個人の給与額（報酬月額）をいくつかの等級に区分した、仮の報酬月額のことです。
- 標準報酬月額は、保険料や保険給付額を算出する際の基礎となります。

(例)

標準報酬月額	給与額(報酬月額)
⋮	⋮
240,000 円	230,000 円以上～ 250,000 円未満
260,000	250,000 ～ 270,000
280,000	270,000 ～ 290,000
300,000	290,000 ～ 310,000
320,000	310,000 ～ 330,000
⋮	⋮

- 「算定」により決定された標準報酬月額は、当年9月から翌年8月まで適用されます。ただし、「月変」(次項参照)に該当したときは、その前月まで適用されます。
- 算定で決定した標準報酬月額に基づく保険料は、10月支給の給与から控除を開始します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		8月	9月
					新しい標準報酬月額						

4～6月の給与額を基に『算定基礎届』を作成し、7月に年金事務所等に提出

決定された標準報酬月額は9月から翌年8月まで（または月変に該当するまで）適用

10月支給の給与より、新しい標準報酬月額に基づく保険料を控除

○ 月変 (げっぺん)

- 『算定基礎届』を提出することにより、当年9月から翌年8月までの標準報酬月額が決定するわけですが、昇給等により個人の給与額が大幅に変動したときは、次回の「算定」を待たずに、標準報酬月額の改定を行います。
- この改定を「随時改定」といいますが、この際に提出するのが『月額変更届』であることから、この改定手続きを「**月変**」と呼んでいます。

* 「月変」が行われるのは、次の3項目全てに該当したときです *

- ① **固定的賃金の変動** または **給与体系の変更** があった。
- ② 給与変動月から継続した3か月間とも、給与の **支払基礎日数が17日以上** あった。
- ③ 給与変動月から継続した3か月間の平均給与額に基づく標準報酬月額の等級と、現在の等級との間に、**2等級以上の差** が生じた。

「固定的賃金の変動」の例

- ・昇給、降給
- ・固定的な手当 (家族手当や役付手当等) の支給額変更
- ・日給単価や時間給単価の変更
- ・請負給や歩合給の単価や歩合率の変更
- ・一時帰休による通常の報酬よりも低額な休業手当の支給

※病気休職等による休職給の支給は、固定的賃金の変動には該当しません。

「給与体系の変更」の例

- ・時給制から月給制への変更
- ・月給制から歩合制への変更
- ・固定的な手当、変動的な手当の新規支給
- ・勤務体系 (雇用契約上の労働時間) の変更

- ・月変に該当した場合、標準報酬月額が改定されるのは、給与変動月から4か月目です。
- ・給与から控除する保険料額が変わるのは、給与変動月から5か月目です。

【例】	給与変動月	2か月目	3か月目	4か月目	5か月目
7月に昇給した場合	7月	8月	9月	10月	11月
	昇給			標準報酬月額改定 (10月月変)	給与から控除する 保険料額を変更

7~9月給与の平均額により、月変に該当するかどうかを判断。月変に該当した場合は『月額変更届』を年金事務所等へ提出。

↑
月変該当

* あおぞらスタッフだよ！ *

梅雨の季節が近づいてきましたがいかがお過ごしですか？

6月末頃に行われる「大祓 (おおはらえ)」は、半年間の罪や穢れを祓い、残り半年間の身体の健康を祈る神事です。

代々木近辺では 明治神宮 や 代々木八幡宮 で行われているようです。

穢れを祓い、新たな気持ちで残り半年間の運気を上げて、実りの多い一年にしたいですね♪

